



厚生労働省福島労働局発表
平成27年10月30日

担当

福島労働局雇用均等室

室長

鈴木千賀子

室長補佐

山村千華

TEL 024-536-4609



ポジティブ・アクション普及促進の
ためのシンボルマーク「きらら」

平成28年4月1日「女性活躍推進法」施行に向けた広報啓発を実施 福島労働局長が企業トップを訪問・取組要請

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が制定され、平成28年4月1日から施行されます。

福島労働局（局長 引地 睦夫）では、本法律の円滑な施行に向け、下記の取組により集中的に広報啓発を実施します。

記

1 福島労働局長による企業トップ訪問

福島労働局長が下記の日程で企業トップを訪問し、「女性活躍推進法」施行に向けさらなる女性の活躍促進のための取組を要請します。

訪問日時	訪問先	当日の対応者
11月6日(金) 10:00~	福島交通株式会社 代表者：代表取締役社長 武藤 泰典 氏 住 所：福島市東浜町7-8	代表取締役社長 武藤 泰典 氏
11月10日(火) 10:10~	株式会社彌満和プレジジョン 代表者：代表取締役 渡邊 芳男 氏 住 所：福島市笹木野字笹木野原3番地の3	執行役員工場長 山形 俊一 氏
11月11日(水) 9:15~	福島信用金庫 代表者：理事長 樋口 郁雄氏 住 所：福島市万世町1-5	理事長 樋口 郁雄 氏
11月18日(水) 15:00~	株式会社ニラク 代表者：代表取締役社長 谷口 久徳 氏 住 所：郡山市方八町二丁目1番24号	代表取締役社長 谷口 久徳 氏
11月25日(水) 14:30~	社会福祉法人南会津会 代表者：理事長 大宅 宗吉 氏(南会津町長) 住 所：南会津郡南会津町永田字風下3番地1 訪問先：南会津町役場 南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1	理事長 大宅 宗吉 氏

2 説明会等の開催

(1)「男女がともに活躍できる職場づくり推進会議」

使用者団体関係者を対象に、法の理解と傘下企業への取組推進を依頼します。

日 時	平成 27 年 11 月 20 日(金)13:30～15:30
会 場	ラコパふくしま (福島市仲間町 4-8)
対 象	県内使用者団体関係者(雇用均等行政推進員)
内 容	○説明「女性活躍推進法の概要」 ○事例発表「多様性のある人材育成に向けた取組について」 (株)東邦銀行 職員活躍推進室長兼パートナー支援室長 戸 田 満紀子 氏

※「雇用均等行政推進員」は、雇用均等行政について、民間の協力援助を得るために、地域の使用者団体からご選任いただいている方々です。

(2)「男女がともに働きやすい職場づくり推進セミナー」

事業主を対象に、法の内容の理解と取組推進を促します。特に 301 人以上の企業には、「一般事業主行動計画」策定・公表等が義務付けられていますので、平成 28 年 4 月 1 日までに策定・公表等が行われるよう、法の履行確保を図ります。

日 時	会 場
平成 27 年 12 月 7 日 (月) 13:30～	いわき新舞子ハイツ (いわき市)
平成 27 年 12 月 8 日 (火) 13:30～	アピオスペース (会津若松市)
平成 27 年 12 月 11 日 (金) 13:30～	福島グリーンパレス (福島市)

この他、来年 1 月に、「一般事業主行動計画」策定等に関する個別相談会を開催する予定です。

3 地方公共団体、関係機関・団体、事業主に対する文書周知

11 月に、地方公共団体、関係機関・団体、事業主に対し、文書送付による広報周知を行います。

これに先立ち、10 月には福島県と連名で、下記労使団体に対し、各企業において「女性活躍推進法」に基づく取組がなされるよう協力を要請しました。

要請先：福島県経営者協会連合会、福島県中小企業団体中央会、福島県商工会連合会、福島県商工会議所連合会、日本労働組合総連合会福島県連合会

- 【添付資料】
- 資料 1 女性活躍推進法が成立しました！（リーフレットNo.15）
 - 資料 2 男女がともに活躍できる職場づくり推進会議開催要領
 - 資料 3 女性が輝く社会の実現に向けて（リーフレットNo.9）

女性の職場における活躍を推進する 女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

(※)労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し(※1)、課題分析を行ってください(※2)

次の女性の活躍状況(①~④)については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、**年内**に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

(※1) そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※2) 望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) 行動計画の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

(※) 労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) ①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 公表項目はの中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

また、10月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ

今後お示しする予定の取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室

平成27年9月作成 リーフレットNo.15

男女がともに活躍できる職場づくり推進会議開催要領
(平成27年度雇用均等行政推進員会議)

- 1 趣 旨 雇用均等行政の重点施策を説明するとともに、両立支援や女性の活躍推進に取り組む県内企業の事例を紹介することにより、雇用均等行政についての理解を深め、参集者傘下の企業において男女がともに活躍できる職場環境整備が推進されることを目的として開催する。
- 2 主 催 福島労働局
- 3 日 時 平成27年11月20日(金) 13:30~15:30
- 4 場 所 ラコパふくしま(福島市仲間町4-8 TEL024-522-1600)
- 5 参集範囲 雇用均等行政推進員 21名
- 6 内 容
 - (1) あいさつ(13:30~13:40) 福島労働局長
 - (2) 説明「女性活躍推進法及び今後の雇用均等行政の取組について」(13:40~14:00)
雇用均等室長
 - (3) 事例発表「多様性のある人材育成に向けた取組について」(14:00~14:30)
株式会社東邦銀行 職員活躍推進室長兼パートナー支援室長
戸田 満紀子 氏
 - (4) 質疑応答及び意見交換(14:30~15:30)
仕事と家庭の両立支援、女性活躍推進の取組について

女性が輝く社会の実現に向けて

職場での女性の活躍を推進する「ポジティブ・アクション」のご紹介

職場における男女間格差の実態を把握し、
女性の活躍推進や格差解消に向けて、
労使でポジティブ・アクションに取り組みましょう。

女性に
継続して
働いて
もらいたい

ポジティブ・アクションで
女性の能力が十分に
発揮されれば、
企業にとって大きな
プラスになります!

女性の
管理職を
増やしたい

女性に
もっと能力を
発揮して
もらいたい



ポジティブ・アクション
シンボルマーク「きらら」

ポジティブ・アクションとは?

男女均等に人材育成、人事考課などを行っていても、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めているなど、事実上の格差が生じている場合があります。「男女雇用機会均等法」上の性差別を禁止した規定を遵守するだけではこうした格差は解消できません。

ポジティブ・アクションは単に女性を「優遇」するためのものではなく、こうした状況を是正するための取組全般を指します。



1

ポジティブ・アクションのイメージ

具体的な目標には、次のようなものが考えられます。

女性の採用拡大

女性の職域拡大

女性の管理職の増加

女性の勤続年数の伸長
(仕事と家庭の両立)

職場環境・風土の改善
(男女の役割分担意識の解消)

「女性の採用拡大」と「女性の職域拡大」は密接に関係しており、これらの取組が進むと、「女性管理職の増加」も効果的に進められます。「女性の勤続年数の伸長」と「職場環境・風土の改善」はこれらの取組を支えるものです。

ポジティブ・アクションの具体的な取組には、「女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う取組」と「男女両方を対象とする取組」があります。

ポジティブ・アクションのための第一歩

現状分析・計画策定

- 現状を把握するためのアンケートやグループディスカッションなどを実施する。
- 企業内のポジティブ・アクション推進体制を整備する。
- 女性の能力発揮のための計画を策定する。

女性のみを対象とする、 または女性を有利に取り扱う取組

- 女性の応募を促すために、会社案内などで、社内で活躍している女性を積極的に紹介する。
- モデル(模範)となる女性を育成し、提示する。
- 昇進・昇格試験の受験を女性に奨励する。

男女雇用機会均等法 では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱いをすることを禁止していますが、第8条において、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者間の事実上の格差を解消するための措置は、法に違反しない旨を定めています。

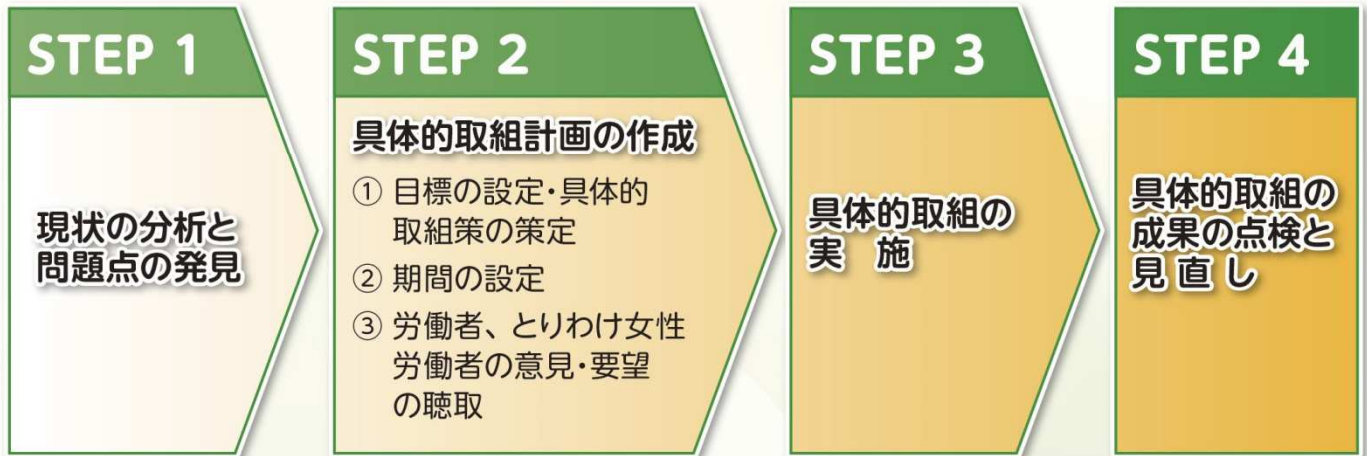
男女両方を対象とする取組

- 作業の方法や工程を見直したり、使いやすい器具、設備を導入するなど、男女ともに働きやすい職場環境を整備する。
- 女性を受け入れた経験が少ない管理職に対する研修を行う。
- 人事考課基準、昇進・昇格基準などを明確に定める。
- 女性の能力発揮の重要性についての意識啓発研修を実施する。
- 出産や育児による休業などがハンディとならないよう制度を見直す。

2

ポジティブ・アクションの具体的な進め方

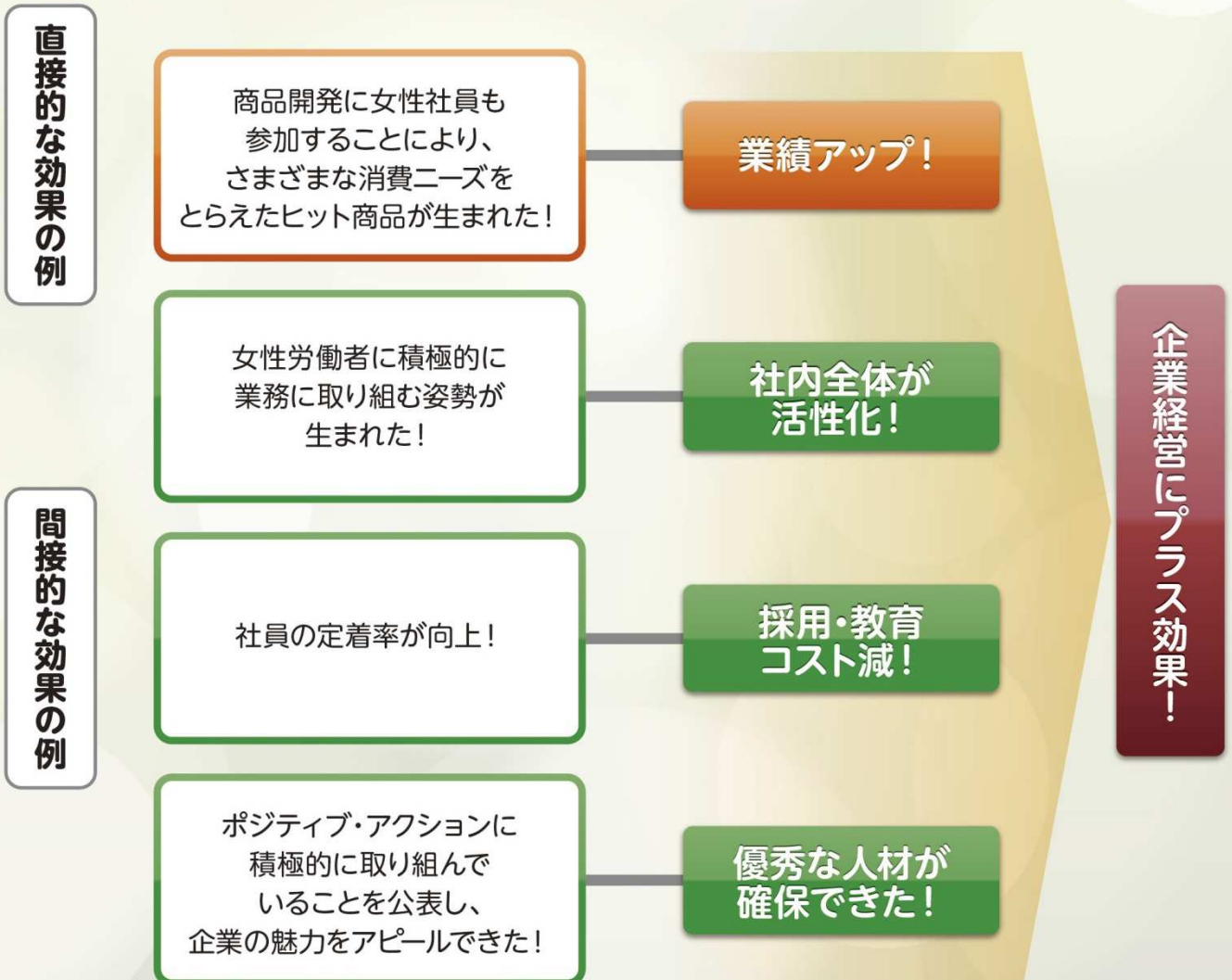
ポジティブ・アクションの取組の流れ



3

ポジティブ・アクションの効果

ポジティブ・アクションに取り組むと、さまざまなメリットがあります！



厚生労働省が運営するポジティブ・アクションの情報サイト

🌐 ポジティブ・アクション情報ポータルサイト

ポジティブ・アクションに関する総合的な情報を提供しています。
<http://www.positiveaction.jp/>

🌐 女性の活躍推進宣言コーナー

経営トップが自社の女性活躍推進について宣言し、女性が活躍する魅力ある会社であることをアピールしています。
<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

🌐 ポジティブ・アクション応援サイト

全国の様々な企業が実際に取り組んでいる事例を、業種や規模別に実名で紹介しています。
<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>



🌐 ポジティブ・アクションメッセージ集（企業向け、女性社員向け）

ポジティブ・アクションに取り組み、成果を上げている企業のトップや、企業の中で活躍している女性たちのメッセージを掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/30-01.html>

🌐 男女間の賃金格差解消のためのガイドライン

男女間賃金格差の縮小に向けて、賃金や雇用管理のあり方を見直すための視点や、性別を問わず社員の活躍を促進するための実態調査票などの支援ツールを盛り込んでいます。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000ned3.html>

ポジティブ・アクションに関するお問い合わせは 都道府県労働局雇用均等室へ

[受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)]

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	石川	076-265-4429	岡山	086-224-7639
青森	017-734-4211	福井	0776-22-3947	広島	082-221-9247
岩手	019-604-3010	山梨	055-225-2859	山口	083-995-0390
宮城	022-299-8844	長野	026-227-0125	徳島	088-652-2718
秋田	018-862-6684	岐阜	058-245-1550	香川	087-811-8924
山形	023-624-8228	静岡	054-252-5310	愛媛	089-935-5222
福島	024-536-4609	愛知	052-219-5509	高知	088-885-6041
茨城	029-224-6288	三重	059-226-2318	福岡	092-411-4894
栃木	028-633-2795	滋賀	077-523-1190	佐賀	0952-32-7218
群馬	027-210-5009	京都	075-241-0504	長崎	095-801-0050
埼玉	048-600-6210	大阪	06-6941-8940	熊本	096-352-3865
千葉	043-221-2307	兵庫	078-367-0820	大分	097-532-4025
東京	03-3512-1611	奈良	0742-32-0210	宮崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-222-8446
新潟	025-288-3511	鳥取	0857-29-1709	沖縄	098-868-4380
富山	076-432-2740	島根	0852-31-1161		

厚生労働省のホームページでは、メールによる質問も受け付けています。 <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>